

石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、石州瓦工業組合（以下「組合」という）が実施する「石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業」の補助金の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者及び補助金の額並びに限度額)

第2 補助金の交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

補助金交付の対象者	県内の建築物について、石州瓦を使用した屋根葺き替え工事、及び石州瓦を使用した屋根工事を伴う増改築工事を行う者で、以下の条件を満たす者。 ただし、国及び地方公共団体の所有にかかる建築物は除く。 なお、石州瓦とは石州瓦工業組合の組合員が製造した瓦とする。 ① 屋根工事部分に係る費用が100万円以上であること。（消費税及び地方消費税を含む金額とする） ② 平成21年4月1日以降の着工であること。 なお、第3条に定める申し込み手続き完了以降の着工であること。 ③ 平成24年3月31日までに屋根工事が完工すること。
補助金の額及び限度額	石州瓦使用面積1m ² 当たり480円とし、1戸当たり10万円を補助金額の上限とする。 なお、石州瓦の使用面積は小数点以下切り捨てとし、整数として扱うものとする。
併給の禁止	社団法人島根県木材協会が実施する「県産材を生かした木造住宅づくり支援事業」による補助金との併給は出来ないこととする。

(補助金の申込み)

第3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、補助対象となる工事の着工までに、「石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業補助金申込書」（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を添えて組合理事長に補助金の利用を申し込むものとする。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 屋根伏図等の写し（石州瓦を使用する屋根形状、石州瓦使用面積が分かるもの）
- (2) 設計図（平面図等）の写し（屋根工事以外の増改築工事がある場合）
- (3) 積算書、見積書等の写し（屋根工事予定金額と工事内容の分かるもの）

3 組合は、第1項の申込書を受理したときは、その申込み内容を審査のうえ、補助金利用予定者（以下「利用予定者」という。）を選定し、本人に通知（様式2、3）するものとする。

(補助金の利用辞退)

第4 利用予定者が補助金の利用を辞退する場合は、「石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業補助金利用辞退届」（様式4）により、直ちに組合理事長に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第5 利用予定者は、補助対象工事が完工したとき、「石州瓦を活かした島根のリフォーム促進事業補助金交付申請書」(様式5)に関係書類を添えて、組合理事長に提出するものとする。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

(1) 石州瓦使用証明書(様式6)

(2) 契約書・請書等の写し(契約金額と工事内容の分かるもの: 工事内容は積算内訳添付で替えることが出来るものとする)

(3) 工事前と完成時の写真(屋根工事部分の工事前後の状況が確認できるもの)

(4) 石州瓦に係る納品書の写し(石州瓦メーカーが工務店等に交付したもの、または屋根工事店が工務店等に交付したもの)

(5) 屋根伏図等の写し(石州瓦を使用する屋根形状、石州瓦使用面積が分かるもの)
(なお、申込書と竣工内容が同一の場合には添付を省略できる)

(6) 設計図(平面図等)の写し(屋根工事以外のリフォーム工事がある場合)
(なお、申込書と竣工内容が同一の場合には添付を省略できる)

(補助金の支払い)

第6 組合は、第5の補助金交付申請書を受理した場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、申請者へ交付決定を通知(様式7)するとともに、指定する口座へ速やかに補助金を振り込むものとする。

(関係者との協力・連携)

第7 組合は、当該事業の実施に当たり、施工業者(工務店、屋根工事店等)及び石州瓦工業組合の組合員等関係者と協力・連携を図るものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は組合理事長が別に定めるものとする。

第9 この要綱に関わる申込・届出・申請者の個人情報については、石州瓦工業組合が適切に管理し、第三者に提供、開示しないものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。